

所沢市上下水道局 令和6年度水道水質検査計画



第一浄水場 管理棟

令和6年度水道水質検査計画の概要

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道水及び原水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携



所沢市イメージマスコット
トコロん

水道事業者は来年度に実施する水質検査の計画を策定し、年度の開始前までに公表しなければなりません（水道法施行規則第15条第6項）。

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される蛇口と、浄水場の出口及び水源とします。
- (2) 水道法で義務付けられている水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他の項目の検査を行います。
- (3) 検査結果の速やかな情報提供とともに、埼玉県企業局との連携を深めて、より安全な水道水の提供を目指します。

2. 水道事業の概要

所沢市の水道水は、埼玉県企業局の浄水場で浄水処理された水道水（県水*）に、所沢市内にある水道用取水井からの地下水を混合しています。

(1) 加圧配水区域

西部浄水場で周辺の水道用取水井 10 か所からの地下水を塩素消毒し、県水と混合して市の西部地区に配水します。

(2) 自然配水区域（南部自然配水区域）

西部浄水場で周辺の水道用取水井 10 か所からの地下水を塩素消毒し、県水と混合して市の西部地区に配水します。この水の一部を南部浄水場に取り込み、塩素処理と接触ろ過で消毒及び鉄やマンガンを除去した南部浄水場周辺の水道用取水井 4 か所からの地下水を混合して、市の南部地区に配水します。南部浄水場で処理する地下水には、地質的に鉄やマンガンが含まれています。

(3) 高区配水区域

第一浄水場で周辺の水道用取水井 11 か所からの地下水を塩素消毒し、県水と混合して市の中部地区に配水します。

(4) 低区配水区域

東部浄水場で周辺の水道用取水井 8 か所からの地下水を塩素消毒し、県水と混合して市の中・東部地区に配水します。

給水状況

区分	内容
給水区域	所沢市内
給水人口(令和 4 年度末)	343,851 (人)
普及率(令和 4 年度末)	99.99 (%)
給水戸数(令和 4 年度末)	167,812 (戸)
一日最大配水量(令和 4 年度)	105,300 m ³ (12 月 31 日)
一日平均配水量(令和 4 年度)	97,302 m ³

浄水施設概要

浄水場名	第一浄水場	西部浄水場	南部浄水場	東部浄水場
所在地	所沢市宮本町	所沢市北野南	所沢市大字荒幡	所沢市並木
敷地面積(m ²)	7,084.76	9,308.00	10,387.90	43,679.15
原水などの種類	県水(*) 地下水	県水(*) 地下水	西部浄水場からの 浄水 地下水	県水(*) 地下水
配水池容量(m ³)	10,000	19,500	4,500	40,000
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	接触ろ過 塩素消毒	塩素消毒

* 県水・・・埼玉県企業局から購入している水道水で、利根川・荒川の表流水が水源。所沢市に届く県水は、ほとんどが大久保浄水場（埼玉県の施設）で浄水処理されたもの。

3. 水道水及び原水の状況

水道水の状況

令和 3 年度から令和 5 年度までの水質検査結果からは、特に水質が悪化した兆候はありません。事故や工事による濁りを除き、水質基準値を超えて飲用不適になったことはありません。

この間で水質基準値の 20%を超えた項目は、硝酸態窒素、消毒副生成物、アルミニウム及びその化合物、硬度、蒸発残留物、カビ臭、有機物(TOC)で、県水が原因となっています。所沢市上下水道局で行う水質検査と埼玉県企業局からの情報で監視を続けます。

原水の状況

所沢市の原水の一部である地下水は、地上から汚染されにくい深井戸から取水しているため、水質は良好で安定していますが、以下の点に留意する必要があります。

- ・地下水は水質検査で異常がないか監視し、疑わしい段階で使用を停止します。
- ・県水(*)は水質管理された水道水ですが、到達時間が長くなるほど消毒副生成物が増加し、残留塩素は減少します。残留塩素濃度の適切な管理を行うほか、県水の消毒副生成物に増加の兆候がある場合は、埼玉県企業局に改善を申し入れます。
- ・消毒用薬品である次亜塩素酸ナトリウムは時間とともに分解され、塩素酸の割合が増加します。保管状況や購入の頻度に配慮するほか、高品質の薬品を購入しています。

原水の汚染要因	県水(*)	・消毒副生成物の増加、残留塩素の低下
	地下水	・糞便性汚染、ヒ素、硝酸態窒素 ・井戸の内部崩壊
水質管理上の注意点	県水	・消毒副生成物、残留塩素 ・消毒用薬品の管理
	地下水	・濁度、細菌類、ヒ素、硝酸態窒素 ・消毒用薬品の管理

* 県水はすでに浄水処理されているため「原水」ではありません。ただし、県水も所沢市の水道水を作るための「原水」となっているため、ここでは原水として扱っています。

4. 検査地点

(1) 蛇口 (5 ページの地図)

4 つの配水区域ごとに、浄水場から遠く水の停滞など時間による変化がおりやすい 4 地点を選択しました。

また、上記 4 地点と浄水場との中間地点にあたる、小手指、新所沢、東所沢地区にも 3 か所の検査地点を設けています。

(2) 浄水場出口

浄水処理が適正であることを確認するため、4 か所の浄水場出口で検査を行います。

(3) 浄水場入口

埼玉県の久保浄水場から送られてきた県水が適正か判断するため、県水を受けている 1 地点で検査を行います。

(4) 水源

所沢の水道用地下水は水質が安定していますが、安全で良質であることを確認するために、通常使用している 33 か所の水道用取水井（施設改修工事等で停止中の場合を除く）、及び 4 か所の浄水場着水井で検査を行います。

(5) 消毒用薬品

水道水の消毒用に使用している薬品の品質を確認するために、4 か所の浄水場で検査を行います。

5. 水質検査項目と検査頻度

(1) 法令に基づく水質検査項目と検査頻度 (6 ページ参照)

- ・配水区域ごとの 4 地点

(ア) 表 1 の水質基準項目のうち、51 項目を 5,8,11,2 月の 4 回、その他の月は 24~26 項目を行います。

表 1 の 24 項目(No.1,2,9,11,12,14,16~21,23,25,27,29,30,38,46~51)を自己検査で行い、それ以外は登録検査機関へ委託します。

(イ) 表 2 の毎日検査は自動計測器により色、濁り、消毒の残留効果(残留塩素)を常時測定します。

(2) 法令以外の独自に行う水質検査項目と検査頻度 (6,7,8 ページ参照)

浄水処理工程の適切な管理のために、表 1 に従い、浄水場の出口、中間地点の蛇口、水源で検査します。また、表 3-1 の水質管理目標設定項目も実施します。

- ・配水区域ごとの 4 地点

(ア) 表 3-1 の水質管理目標設定項目のうち、所沢市では消毒剤として使用していない二酸化塩素を除いた 26 項目を年 1 回行うほか、それ以外の月は 7 項目を毎月行います。

表 3-1 の水質管理目標設定項目で毎月行う 7 項目(No. 5,8,16,20,21,28,29)を自己検査で行い、それ以外は登録検査機関へ委託します。

(イ) 表 4 の独自に行う検査を、年 1 回行います。登録検査機関へ委託します。

- ・ 浄水場出口 4 地点

表 1 の水質基準項目のうち、13 項目を自己検査で毎月行います。

- ・ 中間地点に設けた任意の 3 地点

表 1 の水質基準項目のうち、13 項目を自己検査で毎月行います。

- ・ 浄水場の入口 1 地点

埼玉県の大久保浄水場から送られてきた県水で、表 1 の水質基準項目の 51 項目の検査を年 1 回行います。

表 1 の 24 項目(No.1,2,9,11,12,14,16~21,23,25,27,29,30,38,46~51)を自己検査で行い、それ以外は登録検査機関へ委託します。

- ・ 水道用取水井 33 地点

(ア)表 1 の水質基準項目のうち、40 項目の検査を年 2 回、12 項目の検査を年 1 回行います。

表 1 の水質基準項目で No.14,16~20,46 は年 2 回、No.1,2,9,11,12,38,47~51 は年 1 回自己検査で行い、それ以外は登録検査機関へ委託します。

(イ)所沢市の水道用取水井を代表し、第一浄水場 2 号井戸で、表 3-1 の水質管理目標設定項目のうち 12 項目の検査を年 2 回、表 3-2 の農薬類(No.15)の内訳の農薬類 18 項目の検査を年 1 回行います。

埼玉県水道水質管理計画により、県内にある水道原水を監視する目的で行います。分析は、埼玉県衛生研究所で行います。

(ウ)表 1 の水質基準項目のうち、No.2 及び嫌気性芽胞菌(表 3-1、No.なし)の検査を自己検査で年 4 回行います。

(エ)表 3-1 の水質管理目標設定項目のうち、5 項目を自己検査で年 2 回行います。

なお、工事等により取水を停止している水源では、上記の検査を行いません。

- ・ 浄水場着水井 4 地点

表 3-1 の水質管理目標設定項目のうち、No.31 の検査を年 2 回行います。登録検査機関へ委託します。

(3) 水道用薬品の検査項目と検査頻度 (8 ページ参照)

所沢市では浄水処理に用いる水道用薬品として次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインに従い、次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合の注目すべき水道用薬品の評価項目について検査を行います。

- ・ 4 か所の浄水場ごとの 4 検体

表 5 の水道用薬品の評価項目の検査を年 2 回行います。登録検査機関へ委託します。

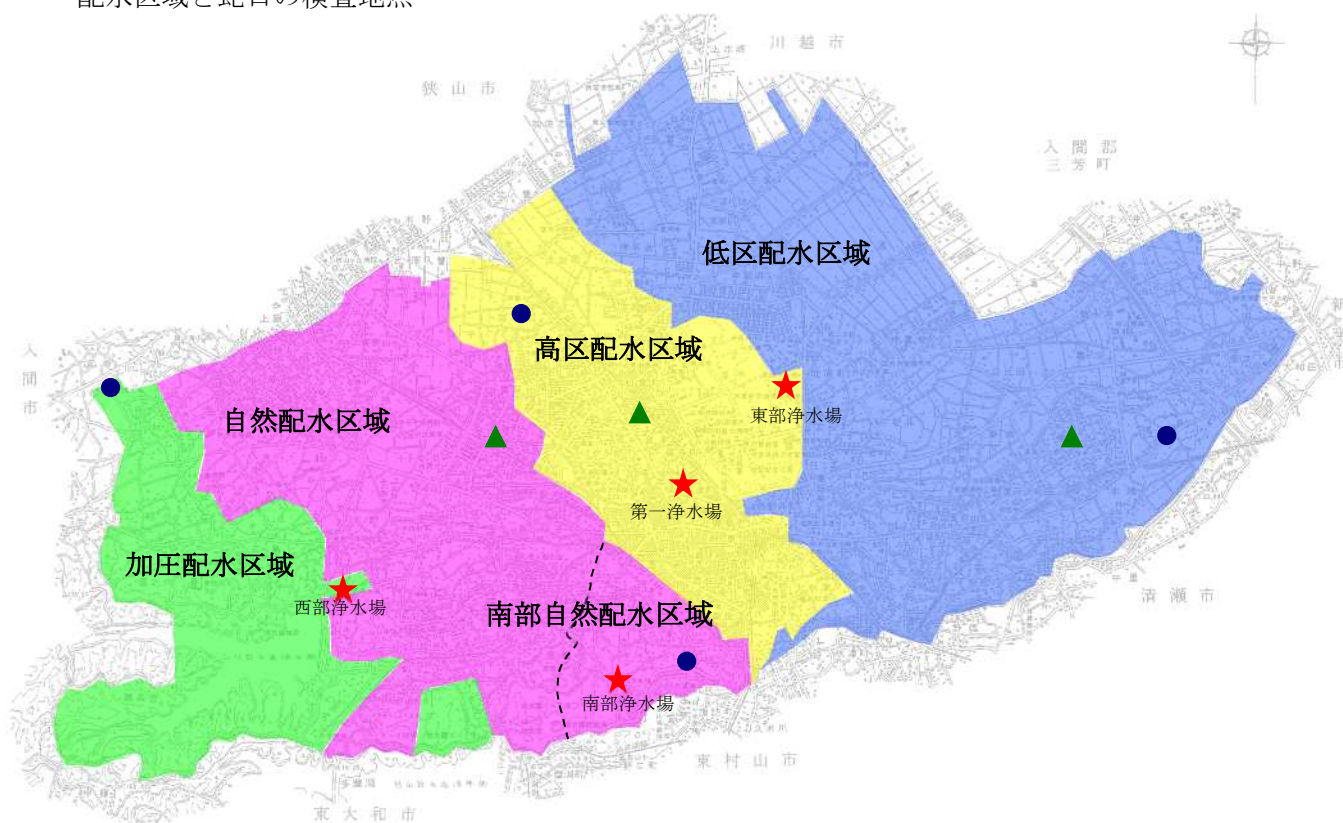
(4)水道用地下水の放射性物質検査項目と検査頻度 (8 ページ参照)

福島第一原子力発電所事故による水道用地下水への影響を監視するため、厚生労働省からの通知(平成 23 年 6 月 30 日付、健水発 0630 第 3 号による「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」の改定)に従って検査を行います。

- ・ 地下水を浄水場に集めた 1 地点

浄水処理後の水で、表 6 の放射性物質検査を年 4 回行います。登録検査機関へ委託します。

配水区域と蛇口の検査地点



蛇口の検査地点

記号	検査地点を設定した理由	検査地点の名称	所在地
●	配水区域ごとに設けた浄水場から遠い4地点	加圧配水区域路上局	林一丁目
		南部自然配水区域路上局	大字久米
		高区配水区域路上局	岩岡町
		低区配水区域路上局	大字城
▲	配水区域の中間地点に設けた任意の3地点	中山公園	小手指町一丁目
		松葉公園	緑町二丁目
		新郷公園	東所沢二丁目

表1. 水質基準項目

No.	項目名	基準値 (mg/L)	過去3年間 (^③)最高値 (mg/L)	検査計画頻度(回/年)				
				配水区域ご との4地点	浄水場出 口4地点	中間地点 の3地点	水道用取水 井33地点	浄水場入口 1地点
1	一般細菌	100個/mL	1個/mL	12	12	12	3	1
2	大腸菌	不検出	不検出	12	12	12	7	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003		4	-	-	2	1
4	水銀及びその化合物	0.0005		4	-	-	2	1
5	セレン及びその化合物	0.01		4	-	-	2	1
6	鉛及びその化合物	0.01		4	-	-	2	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01		4	-	-	2	1
8	六価クロム及びその化合物	0.02		4	-	-	2	1
9	亜硝酸態窒素	0.04		12	12	12	3	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4	-	-	2	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.32	12	12	12	3	1
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.13	12	12	12	3	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.07	4	-	-	2	1
14	四塩化炭素	0.002		12	-	-	2	1
15	1,4-ジオキサン	0.05		4	-	-	2	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		12	-	-	2	1
17	ジクロロメタン	0.02		12	-	-	2	1
18	テトラクロロエチレン	0.01		12	-	-	2	1
19	トリクロロエチレン	0.01		12	-	-	2	1
20	ベンゼン	0.01		12	-	-	2	1
21	塩素酸	0.6	0.09	12	12	12	-	1
22	クロロ酢酸	0.02		4	-	-	-	1
23	クロロホルム	0.06	0.028	12	-	-	-	1
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.012	4	-	-	-	1
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.012	12	-	-	-	1
26	臭素酸	0.01		4	-	-	-	1
27	総トリハロメタン	0.1	0.050	12	-	-	-	1
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.015	4	-	-	-	1
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.018	12	-	-	-	1
30	ブromホルム	0.09	0.002	12	-	-	-	1
31	ホルムアルデヒド ^①	0.08		4	-	-	-	1
32	亜鉛及びその化合物	1.0		4	-	-	2	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	4	-	-	2	1
34	鉄及びその化合物	0.3		4	-	-	2	1
35	銅及びその化合物	1.0		4	-	-	2	1
36	ナトリウム及びその化合物	200	18.1	4	-	-	2	1
37	マンガン及びその化合物	0.05		4	-	-	2	1
38	塩化物イオン	200	29.6	12	12	12	3	1
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	88	4	-	-	2	1
40	蒸発残留物	500	182	4	-	-	2	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2		4	-	-	2	1
42	ジエオキシ ⁽¹⁾	0.00001	0.000002	8	-	-	2	1
43	2-メチルイソボルネオール ⁽²⁾	0.00001	0.000003	8	-	-	2	1
44	非イオン界面活性剤	0.02		4	-	-	2	1
45	フェノール類	0.005		4	-	-	2	1
46	有機物(全有機体炭素(TOC)の量)	3	1.1	12	12	12	3	1
47	pH値	5.8~8.6	7.5	12	12	12	3	1
48	味	異常でない	異常なし	12	12	12	3	1
49	臭気	異常でない	異常なし	12	12	12	3	1
50	色度	5度	0.8	12	12	12	3	1
51	濁度	2度		12	12	12	3	1

(1) 正式名 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルフルテン-4a(2H)-オール (2) 正式名 1, 2, 7, 7-テトラメチルビシロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール

(3) 令和5年12月末日以前の3年間における配水区域ごとの4地点の結果です。定量下限値未満の場合は空欄としています。

表2. 毎日検査

No.	項目名	評価	検査計画頻度
1	色	異常なし	常時
2	濁り	異常なし	常時
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素)	0.1mg/L以上	常時

表3-1. 水質管理目標設定項目及びその他

No.	項目名	目標値 (単位のないものはmg/L)	検査計画頻度(回/年)			
			配水区域 ごとの4地点	第一浄水場 2号井戸	水道用 取水井 33地点	浄水場 着水井 4地点
1	アンチモン及びその化合物	0.02	1	2	-	-
2	ウラン及びその化合物	0.002	1	2	-	-
3	ニッケル及びその化合物	0.02	1	2	-	-
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	12	2	2	-
8	トルエン	0.4	12	2	2	-
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	1	2	-	-
10	亜塩素酸	0.6	1	-	-	-
12	二酸化塩素	0.6	-	-	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	0.01	1	2 ⁽²⁾	-	-
14	抱水クロラール	0.02	1	2 ⁽²⁾	-	-
15	農薬類	1 ⁽¹⁾ (単位なし)	1	1	-	-
16	残留塩素	1	12	-	-	-
17	硬度(Ca,Mg)	10~100	1	-	-	-
18	マンガン及びその化合物	0.01	1	-	-	-
19	遊離炭酸	20	1	-	-	-
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	12	2	2	-
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	12	2	2	-
22	有機物等(KMnO ₄ 消費量)	3	1	-	-	-
23	臭気強度(TON)	3 (単位なし)	1	-	-	-
24	蒸発残留物	30~200	1	-	-	-
25	濁度	1度	1	-	-	-
26	pH値	7.5 (単位なし)	1	-	-	-
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0 (単位なし)	1	-	-	-
28	従属栄養細菌	2,000個/mL以下	12	-	-	-
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	12	2	2	-
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	1	-	-	-
31	PFOS及びPFOA	0.00005	1	2	-	2
-	嫌気性芽胞菌 ⁽³⁾	-	-	-	4	-

(1)は各農薬類の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。-は検査を行いません。

(2)は第一浄水場2号井戸のみの原水を浄水処理した後の浄水で検査を行います。

(3)は水質管理目標設定項目ではありませんが、水道用取水井ごとに年4回試験を行うため記載しています。

No. 4, 6, 7, 11 は欠番です。

表3-2. 農薬類(No.15)の内訳

	項目名	目標値 (mg/L)	配水区域 ごとの4地点	第一浄水場 2号井戸		項目名	目標値 (mg/L)	配水区域 ごとの4地点	第一浄水場 2号井戸
1)	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	-	1	12)	ダイアジノン	0.003	-	1
2)	2,4-D (2,4-PA)	0.02	-	1	13)	ダズメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01	1	-
3)	アセフェート	0.006	1	-	14)	チウラム	0.02	-	1
4)	イソキサチオン	0.005	-	1	15)	トリクロピル	0.006	-	1
5)	カルボフラン	0.0003	-	1	16)	トリクロルホン(DEP)	0.005	-	1
6)	クロタロニル(TPN)	0.05	-	1	17)	フィプロニル	0.0005	-	1
7)	シアナジン	0.001	1	-	18)	フェントロチオン(MEP)	0.01	-	1
8)	ジウロン(DCMU)	0.02	-	1	19)	フェントエート	0.007	-	1
9)	ジクロベニル(DBN)	0.03	-	1	20)	プロバナゾール	0.03	-	1
10)	シマジン(CAT)	0.003	-	1	21)	メチダチオン(DMTP)	0.004	-	1
11)	ジチオカルバメート系農薬	0.005	1	-	22)	モリネート	0.005	-	1

-は検査を行いません。

表 4. 独自に行う検査

No.	項目名	目標値(mg/L)	検査計画頻度(回/年)
			配水区域ごとの 1地点
1	銀及びその化合物	*	1
2	バリウム及びその化合物	0.7	1
3	モリブデン及びその化合物	0.07	1
4	PFHxS	*	1

水質基準・水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目として整理された要検討項目の中で定められている値です。
*は目標値が定められていません

表 5. 水道用薬品の評価項目

No.	項目名	評価基準値(mg/L)	検査計画頻度(回/年)
			4か所の浄水場ごとの4検体
1	カドミウム及びその化合物	0.0003	2
2	水銀及びその化合物	0.00005	2
3	セレン及びその化合物	0.001	2
4	鉛及びその化合物	0.001	2
5	ヒ素及びその化合物	0.001	2
6	六価クロム及びその化合物	0.002	2
7	シアン及び塩化シアン	0.001	2
8	臭素酸	0.005	2
9	亜塩素酸	0.6	2
10	塩素酸	0.4	2

表 6. 放射性物質検査

No.	項目名	目標値(Bq/kg)	検査計画頻度(回/年)
			地下水を浄水場に集めた1地点
1	放射性セシウム(セシウム134,137)	10	4

6. 水質検査方法

採水は上下水道局職員が行います。水質検査は一部を自己検査で行い、その他は、登録検査機関（水道法第 20 条による）へ委託します。委託検査機関が取得している品質管理の認証や精度管理への取組み状況は、書面で確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入を実施します。

自己検査、委託検査ともに、検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水道水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）によって行います。その他の項目の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等によって行います。

基準値や基準項目等の改正が生じた場合は、本計画の公表後であっても対応します。

7. 臨時の水質検査

水道水に臭気や外観に著しい変化があった場合は、臨時の水質検査を行います。また、埼玉県企業局から水質異常の連絡があった場合は、受水量の減量や停止を行うほか、水道用取水井の水質に異常が見られた場合は、取水を停止します。さらに、基準値等を超過する恐れがある場合は、必要な項目の検査を行います。これらの水質検査は、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

8. 水質検査の公表

この水道水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を水道事業年報、インターネット上で公表します。また、お客様からのご意見や、国・県の助言・指導を検討し、次年度の水質検査計画作成へ反映することに努めます。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

所沢市上下水道局では、水質基準項目の 24 項目、水質管理目標設定項目の 7 項目を自己分析しています。測定値の信頼性を確保するために、下記の取組みを行っています。

(1) 水質検査の精度

基準値の 10 分の 1 の濃度まで定量下限値として測定が可能で、かつ、その濃度付近での変動係数(CV)が、無機物では 10%以下、有機物では 20%以下となる測定を行っています。

表7. 自己検査を行っている項目の検査方法

水質基準項目 (No.は表1に対応)					
No.	項目名	検査方法	No.	項目名	検査方法
1	一般細菌	標準寒天培地法	23	クロホルム	HS-T-GC-MS 法
2	大腸菌	特定酵素基質培地法	25	ジプロモクロロメタン	HS-T-GC-MS 法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法	27	総トリハロメタン	HS-T-GC-MS 法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法	29	ブロモジクロロメタン	HS-T-GC-MS 法
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ法	30	ブromoホルム	HS-T-GC-MS 法
14	四塩化炭素	HS-T-GC-MS 法	38	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	HS-T-GC-MS 法	46	有機物(全有機体炭素 (TOC)の量)	全有機炭素計測定法
17	ジクロロメタン	HS-T-GC-MS 法	47	pH 値	ガラス電極法
18	テトラクロロエチレン	HS-T-GC-MS 法	48	味	官能法
19	トリクロロエチレン	HS-T-GC-MS 法	49	臭気	官能法
20	ベンゼン	HS-T-GC-MS 法	50	色度	透過光測定法
21	塩素酸	イオンクロマトグラフ法	51	濁度	積分球式光電光度法
水質管理目標設定項目 (No.は表3-1に対応)					
No.	項目名	検査方法	No.	項目名	検査方法
5	1,2-ジクロロエタン	HS-T-GC-MS 法	21	メチル-tert-ブチルエーテル	HS-T-GC-MS 法
8	トルエン	HS-T-GC-MS 法	28	従属栄養細菌	R2A 寒天培地法
16	残留塩素	DPD 法	29	1,1-ジクロロエチレン	HS-T-GC-MS 法
20	1,1,1-トリクロロエタン	HS-T-GC-MS 法			

HS-T:ヘッドスペーストラップ、GC-MS 法:ガスクロマトグラフ-質量分析法

(2) 信頼性保証

機器及び項目ごとに作成した標準作業手順書に従った測定を行っています。また、検査方法の妥当性評価(検量線・添加試料)と、定期的な自己精度管理によって、精度の維持に努めています。

さらに、自己検査を行っている項目は、埼玉県水道水質管理計画に基づく外部精度管理と、所管する省が行う統一試料を用いた精度管理調査に参加し、信頼性の保証に努めています。

10. 関係者との連携

- (1) 水道水の水質異常時には、埼玉県企業局、委託先の登録検査機関と連携して対処します。また、所管する省への報告、埼玉県保健医療部生活衛生課との情報交換を行います。
- (2) 水道用取水井周辺地域の汚染や、そのおそれがある場合は、所沢市環境クリーン部、埼玉県西部環境事務所との情報交換を行います。水質検査の協力要請に応じるほか、所沢市上下水道局で実施した水質検査結果の提出など、事態改善のために協力していきます。

この検査計画に関する皆様のご質問、ご意見がありましたら下記にお寄せください。

ご意見は、今後の水道水質検査計画作成の参考といたします。

(問い合わせ先) 所沢市上下水道局給水管理課 〒359-1143 所沢市宮本町二丁目 21 番 4 号

TEL : 04-2921-1082 FAX : 04-2921-1094

E-mail : b9211082@city.tokorozawa.lg.jp